令和2年度 樺戸郡浦臼町農業委員会																			
						25	第7	回	(2 <i>J</i>	月)	£	会議金	录					
招 集 期 日 令和3年2月25日 13時30分 場所 行政センター 委											委員	会室							
開月時日時	_	一日盟	会	令	和3年	2月2	5日		13時	30分	•	招	集者	畑			Щ		証
宣告者開会			会	令和3年2月25日				日 13時30分				会	長	畑 山			証		
=	会	長		畑			Щ			į	iE	職	務代理	位			田		勝
			委	員	の <i>F</i>	5 招	、 立	位 て	ゾに	出	席	状	況						
番号	E	£	Í	名	出	欠	番号		氏	ź	3		出欠	番号	E	Ŧ.	2	3	出欠
1	位	田		勝	出	席	6	今	田	厚	子		出席	11	静	Ш	広	巳	出席
2	古	橋	優	_		席	7	石	橋	和	博		出席	12	土	橋	直	生	出席
3	Ξ	次	博	之	出		8	佐	藤		等		出席	13	畑	L	Ц	証	出席
4	鎌	田	和	久		席	9	高	<u>田</u>	輝	雄		出席						
5	石	<u>井</u>	文	彦	出		10	折	坂	義			欠席						
農業委員会事務				<u></u>			欠				第	書記			∶國日	出幹:	天·王	E査:	木村秀幸
mt E	1	議	案	説	明の		め <u>1</u>	占 席	まし	た	者	の	職氏	名					
町長				 議	事 日	副町長 程		ў Г	. 会	議	事	<i>//</i> +							
	コ <u>ケ</u> ギュ			→					-	哉		件							
	第1	-					Eにつ												
日科	第2				会議	录署名	乙委員	の指	名に	つい	17	2	古	橋	委員		3	Ξ.	次 委員
日程	第3	議	案第	1号	農地	去第1	8条第	16項	類の規	定に	よる	合	意解約通	種知の	成立	:状沉	この確	館認に	こついて
日程	日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について																		
日程	第5	議	案第	3号	農業經	営基	盤強化	促進	法第1	8条	第1項	真の	規定による	る農用は	地利月	用集利	責計画	ī の決	定について
日程	第6	議	案第	4号	農業	長興 対	也域整	備計	一画の	変更	見に :) l l	て						
日程	建第7	議	案第	5号	下限i	面積(別段の	D面 ⁱ	積)の	設定	 [に:) l l	τ						
		+																	

議事の顛末

議長

会長挨拶

それでは、定数に達しているので、只今より第7回浦臼町農業委員会 総会を開催いたします。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会期を定めることについてを議題とします。本日の第7回 浦臼町農業委員会の会期は、令和3年2月25日、本日1日とすること にご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決定いたします。 日程第2、会議録署名委員の指名ですが、議長が指名することでご異 議ございませんか。

全委員

異議なし。

議長

それでは、2番、古橋委員、3番、三次委員、よろしくお願いします。 日程第3以降につきましては、事務局長より説明します。

事務局

第7回浦臼町農業委員会総会の議事につきまして、日程第3、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、1件でございます。日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸7件、売買1件でございます。日程第5、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、なお、本日、席上に議案第3号の追加議案を配布させていただきました。合わせますと賃貸4件、売買4件、でございます。日程第6、議案第4号、農業振興地域整備計画の変更について、1件でございます。日程第7、議案第5号、下限面積(別段の面積)の設定について、これらの審議を賜りたいと存じます。以上です。

議長

以上で説明が終わりました。それでは順次議題に入ります。

議案1ページ、日程第3、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。貸主「****」さん、借主「***」さんについてを議題とします。事務局の説明を、お願いします。

事務局

議案1ページをお開き下さい。議案第1号、農地法第18条第6項の規 定による合意解約通知の成立状況の確認について、下記の者から農地法 第18条第6項の規定に基づき合意解約通知書が提出されており、賃貸借の解約が成立していると考えられることから、意見を求めます。令和3年2月25日提出、浦臼町農業委員会会長畑山証。1.土地及び関係人の表示、所在は「字****番地**」他*筆。地目については公簿、現況ともに一覧のとおりで、農地の面積は「田」で*****平方メートルです。貸主は「****」さん、借主は「****」さんです。摘要は合意解約。農業経営基盤強化促進法、***賃***、平成**年*月**日からの賃でしたが、令和*年*月**日に合意解約の通知書が提出されております。図面は2ページになります。場所は**地区で、****線の東側に位置する農地です。なお、合意解約した農地

については、本日の議案に提出しますが、あっせんによる売買を行いま

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員 ありません。

議 長 それでは、この件の合意解約については、承認致します。

す。議案1ページの説明は以上であります。

議 長 次に3ページ、日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。貸主「***」さん、借主「*** *」さんについて審議いたします。事務局の説明を、お願いします。 この件について、***に関する事項でありますが、本日欠席のため、このまま審議いたします。

議長事務局の説明を、お願いします。

調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案3ページの説明は以上であります。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員 ありません。

議 長 へいでは、この件について、許可することで決定致します。

議 長 次に6ページ、貸主「****」さん、借主「****」さんについて、審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 **ありません**。

議 長 それでは、この件について、許可することで決定致します。

議 長 次に9ページ、貸主「****」さん、借主「****」さんについて、審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

対価は******円です。期間は*年間で、図面は10ページになります。 場所は**地区で、*****線の**に面する農地です。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、11ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案9ページの説明は以上であります。

議 長 一 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 **ありません**。

議 長 それでは、この件について、許可することで決定致します。

議 長 次に12ページ、貸主「****」さん、借主「****」さんについて、審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員 ありません。

議 長 それでは、この件について、許可することで決定致します。

議 長 次に15ページ、貸主「****」さん、借主「****」さんについて、審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

事務局 議案 15ページをお開き下さい。1.土地及び関係人の表示、所在は「字******番地*」他*筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、

農地の面積は「田」が*****平方メートル、

「畑」が***平方メートル、合計*****平方メートルです。貸主は「浦臼町字****番地の**」「***」さん。借主は「浦臼町字***
番地の*」「*」さんです。貸付理由は、「返還地の貸付」、借受理由は、「経営規模拡大」です。単価は田で****門、畑で****門、対価は*****門です。期間は*年間で、図面は16~17ページになります。場所は**地区で、****線の**に面する農地です。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、18ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案15ページの説明は以上であります。

議 長 一 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員 ありません。

議 長 それでは、この件について、許可することで決定致します。

議 長 次に19ページ、貸主「****」さん、借主「****」さんについて、審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

事務局

議案19ページをお開き下さい。1.土地及び関係人の表示、所在は「字******番地*」他*筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、農地の面積は「田」で*****平方メートルです。貸主は「浦臼町字*****番地の***」「****」さん。借主は「浦臼町字****番地の**」「***」さんです。貸付理由は、「返還地の再貸付」、借受理由は、「農業経営継承による再借受」です。単価は田で****円、対価は******円です。期間は*年間で、図面は20ページになります。場所は**地区で、*****線の**に面する農地です。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、21ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案19ページの説明は以上であります。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

議 長 それでは、この件について、許可することで決定致します。

議長

次に22ページ、貸主「*******」さん、借主「****」 さんについて、審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

事務局

委 員 | ありません。

議 長 | それでは、この件について、許可することで決定致します。

議 長 次に26ページ、譲渡人「****」さん、譲受人「****」さん について、審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

事務局

議案26ページをお開き下さい。1.土地及び関係人の表示、所在は「字******番地**」他*筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、農地の面積は「畑」で*****平方メートルです。譲渡人は「浦臼町字*****番地の**********」「****」さん。譲受人は「浦臼町字*****番地の*」「****」さんです。譲渡理由は、「離農」、譲受理由は、「経営規模拡大」です。単価は畑で*****門、対価は*****門です。図面は27ページになります。場所は**地区で、***に面する農地です。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、28ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案26ページの説明は以上であります。

議 長 一 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員

ありません。

議長

それでは、この件について、許可することで決定致します。

議長

次に29ページ。日程第5、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。30ページ、貸主「****」さん、借主「****」さんについて、審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

事務局

議案29ページをお開き下さい。議案第3号、農業経営基盤強化促進 法第18条第1項の 規定による農用地利用集積計画の決定について、 浦臼町長より申請のあった別紙内容による 農用地利用集積計画の決定 について審議する。令和3年2月26日公告予定。令和3年2月25日提 出、浦臼町農業委員会会長 畑山 証。議案30ページをお開き下さい。 1.土地及び関係人の表示、*番号*、所在は「字***」地番は「* **番地*」ほか*筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、 農地の面積は「田」で****平方メートルです。賃貸料は*** ****円、単価は「田」で***番地********の*筆が ******円、**番地*の*筆が****円です。引渡の時期は 「令和3年2月26日」です。貸主の氏名及び住所は、「浦臼町字*** ******番地の**」「****」さん、借主の氏名及び住所は、「浦 臼町字*****番地の*」「****」さんです。貸付理由は「経営 規模縮小」、借受理由は「経営規模拡大」です。借受人の状況は標記のと おりで、契約期間は令和*年*月**日から令和*年*月**日までの *年間です。図面は31ページになります。場所は**地区で、*** * * * 線の * * に面している * 団地の農地です。農業経営基盤強化促進 法第18条第3項の判断ですが、32ページに調査書を添付しておりま すとおり、各号に適合しておりますので許可要件を全て満たしておりま す。議案30ページの説明は以上であります。

議長

この件につきましては、「あっせん」を行っておりますので、あっせん 委員長から現地調査も含めて報告を願います。

地区委員長

この土地は申請が遅かった(降雪後)ので、現地確認はしておりません。貸主の聞き取り、周辺の相場等を鑑みまして、暗渠はありませんが、 区画がまとまっている所は****円とし、三角の田については、価格を下げ****円としました。 議 長 ありがとうございます。

これより、この件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員 ありません。

議長へれでは、この件につきましては、許可することで決定致します。

議 長 次に50ページ、貸主「****」さん、借主「****」さんについて、審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

事務局

議 長 この件につきましては、「あっせん」を行っておりますので、あっせん 委員長から現地調査も含めて報告を願います。

地区委員長|

現地については、確認をおこなっております。場所は******の
**にありまして、区画も良く、土質は砂利地ではありますが、比較的
作業もしやすいので、*****円と決定しました。

議 長 ありがとうございます。

これより、この件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員 ありません。

議長へれでは、この件につきましては、許可することで決定致します。

議長

次に53ページ、貸主「****」さん、借主「****」さんについて、審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

事務局

議長

この件につきましては、「あっせん」を行っておりますので、あっせん 委員長から現地調査も含めて報告を願います。

地区委員長

昨年、現地調査を行っております。比較的に区画がまとまっており、 条件的にも良い場所で、*****円と決定しました。

議長

ありがとうございます。

これより、この件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員

ありません。

議長

それでは、この件につきましては、許可することで決定致します。

議長

次に56ページ、貸主「****」さん、借主「****」さんについて、審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

事務局

議案56ページをお開き下さい。1.土地及び関係人の表示、*番号*、所在は「字***」地番は「***番地*」ほか**筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、農地の面積は「田」で****
*平方メートルです。賃貸料は*****

円です。引渡の時期は「令和*年*月**日」です。貸主の氏名及び住所は、「浦臼町字*番地の**」「****」さん、借主の氏名及び住所は、「浦臼町字****番地の*」「****」さんです。貸付・借受理由共に「**賃*の更新」です。借受人の状況は標記のとおりで、 契約期間は令和*年*月**日から令和*年*月**日までの*年間です。図面は57~58ページになります。場所は**地区で、*****線に面している*団地の農地です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の判断ですが、59ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に適合しておりますので許可要件を全て満たしております。議案56ページの説明は以上であります。

議長

この件につきましては、「あっせん」を行っておりますので、あっせん 委員長から現地調査も含めて報告を願います。

地区委員長

昨年、現地調査を行っております。**ページの****氏の所有地の反対側に位置しておりまして、*****であり、正規な賃料では難しいと判断しまして、先の決定のあった価格同等に****円で決定しました。

議長

ありがとうございます。 これより、この件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員

ありません。

議長

それでは、この件につきましては、許可することで決定致します。

議長

次に33ページ、譲渡人「****」さん、譲受人「*****」 について、審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

事務局

議案33ページをお開き下さい。1.土地及び関係人の表示、*番号*、所在は「字***」地番は「***番地**」本*筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、農地の面積は「田」で****
*平方メートルです。対価は*******円、田の単価は***
****円。対価の端数については、千円未満切り捨てとなります。また、売買地の内訳はご覧のとおりです。所有権の移転時期は、「令和*年*月**日」。引渡の時期は、「対価の支払日」です。譲渡人の氏名及び住所は、「浦臼町字*****番地の**」「****」さん。譲受人の氏名及び住所は、「札幌市**区*****番地**号」「***

議長

これより、この件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員

ありません。

議長

それでは、この件につきましては、許可することで決定致します。

議長

次に35ページ、譲渡人「****」さん、譲受人「*****」 について、審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

事務局

議案35ページをお開き下さい。1.土地及び関係人の表示、*番号 *、所在は「字*****」地番は「*番地*」外*筆。地目につい ては公簿、現況は一覧のとおりで、農地の面積は「田」が***** ***平方メートル、「畑」が*********方メートル、合計* の単価は******円、畑の単価は *番*が*****円、*番 **が*****円です。対価の端数については、千円未満切り捨て となります。また、売買地の内訳はご覧のとおりです。所有権の移転時 期は、「令和*年*月**日」。引渡の時期は、「対価の支払日」です。譲 渡人の氏名及び住所は、「浦臼町字****番地の****** **」「****」さん。譲受人の氏名及び住所は、「**市**区** *」さんです。譲渡、譲受理由は、「*****事業による売買」で す。図面は36~37ページになります。場所は**地区で、**** *線**の一団地の農地です。また、*****は***** 法人であり、******事業の実施によって利用権の設定等を受 ける事になりますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合 してなくても良いこととなっているため調査書は添付しておりません。 議案35ページの説明は以上であります。

議 長 これより、この件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 │ ありません。

議長へれでは、この件につきましては、許可することで決定致します。

議 長 次に38ページ、譲渡人「*****」さん、借主「****」さん について、審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

事務局

議 長 この件につきましては、「あっせん」を行っておりますので、あっせん 委員長から現地調査も含めて報告を願います。

地区委員長

この土地も降雪以降の申請であったため現地確認を行っておりません。 昨年の隣接地の相場を勘案しまして、土地も良い所で用排水も完備され ておりまして、*****円。三角の土地については、土質は砂利地 で*****円としました。

議 長 ありがとうございます。 これより、この件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員 ありません。

議長

それでは、この件につきましては、許可することで決定致します。

議長

次に41ページ、譲渡人「****」さん、借主「***」さん について、審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

事務局

議長

この件につきましては、「あっせん」を行っておりますので、あっせん 委員長から現地調査も含めて報告を願います。

地区委員長|

この土地も降雪以降の申請であったため、現地確認を行っておりません。この土地は面積も小区画であり、取付けの農道がない事もありまして、作業効率を考えました。三角の田についても非常に乾きが悪く全体を見て、******

議長

ありがとうございます。

これより、この件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員

ありません。

議長

それでは、この件につきましては、許可することで決定致します。

議長

次に44ページ。日程第6、議案第4号、農業振興地域整備計画の変 更についてを議題とします。事務局の説明を、お願いします。

事務局

議案44ページをお開き下さい。議案第4号、農業振興地域整備計画の変更について、このことについて、下記のとおり浦臼町長より協議があり、意見書を交付したいので意見を求める。令和3年2月25日提出、浦臼町農業委員会会長 畑山 証。1.土地及び関係人の表示、所在は「字***」地番は「***番地***」本*筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、面積は、「田」で***平方メートルです。利用者は「浦臼町字****番地の***」「***」さん、所有者は「浦臼町字****番地の***」「***」さんです。利用目的は「*****」のためです。変更事由は、農用地利用計画における区域の除外となります。場所につきましては45ページをご覧下さい。場所は***地区の*****線沿いの****向いの農地となります。また、配置図・地籍図・分筆図と建物の平面図を46~48ページに添付しておりますのでご覧下さい。議案44ページの説明は以上であります。

議長

以上で説明が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問をお 受けします。

委 員

ありません。

議長

それでは、議案第4号、農業振興地域整備計画の変更については、協 議内容のとおり意見書を交付することで決定を致します。

議長

次に49ページ。日程第7、議案第5号、下限面積(別段の面積)の 設定についてを議題とします。事務局の説明を、お願いします。

事務局

議案49ページをお開きください。議案第5号、下限面積(別段の面積)の設定について、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときはその面積を下限の面積として設定できることになりました。「農業委員会の適正な事務実施について」(20経営第5791号 平成21年1月23日付け 農林水産省経営局長 通知)が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。このため、令和3年度の下限面積(別段の面積)の設定について下記のとおり提案いたします。令和3年2月25日提出、浦臼町農業委員会会長 畑山 証。記、方針、現

行の下限面積(別段の面積)2ヘクタールの変更は行わない。理由、2015農林業センサスで、管内の農家で2ヘクタール以上の農地を耕作している農家が全農家数の4割を超えているため。(農地法施行規則第17条第1項を運用)議案49ページの説明は以上であります。

議長

以上で説明が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問をお 受けします。

事務局

補足をさせて頂きます。下限面積とは、耕作目的で農地の売買や貸借 を行おうとする場合、農地法の規定により、市町村の農業委員会の許可 を得ることが必要です。この許可を得るためには、権利取得後の農業経 営面積の合計が一定面積に達している必要があり、この面積を法律用語 で「下限面積」と呼んでいます。また、別段面積とは、この下限面積を、 農林水産省の基準に従い各農業委員会で独自に設定したものが「別段面 積」と言います。ですが、農地法施行規則第17条第1項の3号におい て、農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内においてそ の定めようとする面積未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業 に供している者の数が、当該設定区域内において農地又は採草放牧地を 耕作又は養畜の事業に供している者の総数のおおむね百分の四十(40 %)を下らないように算定されるものであること。現在の浦臼町耕地面 積については3,470ヘクタールで農家戸数が197戸で平均します と1戸当たり17.6ヘクタールで2ヘクタール未満農家戸数19戸で あり、全体の9.6%しかありません。基準に従いまして。法律に準じ 2 ヘクタールを下回る設定はできないものであります。なお、高収益作 物に取り組む新規就農者については、2ヘクタール以上の農地を所有し なくても浦臼町基盤強化促進計画で定める年間所得400万円もしくは 概ね6割に近くなる経営計画があれば所有は可能であることを申し添え ます。

議長

その他に事務局の説明にあたり、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員

ありません。

議長

それでは、提案どおり、令和3年度の下限面積を設定することに決定 致します。

議長

以上で本日提案されました議案は、全て審議終了しました。 これをもちまして、第7回浦臼町農業委員会総会を閉会致します。